

公告

次のとおり企画提案公募（プロポーザル）に付します。

令和2年11月26日

長野県立総合リハビリテーションセンター所長 田丸 冬彦

1 企画提案公募に付する事項

(1) 業務名

長野県立総合リハビリテーションセンター給食業務委託

(2) 業務の内容

長野県立総合リハビリテーションセンター給食業務委託仕様書のとおりです。

(3) 履行期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市下駒沢 618-1

長野県立総合リハビリテーションセンター

2 企画提案公募に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (5) 100床以上の福祉施設又は医療施設で特別食を含む1日3回の食事の給食業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (6) 万一の事故に備えて損害賠償を確実に担保できること。
- (7) 財団法人医療関連サービス振興会による患者給食業務に関する医療関連サービスマークの認定を受けている者又は医療法（昭和23年法律第205号）第15条の2の業務委託基準に適合する者であること。
- (8) 受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が受けられる者であること。
- (9) 過去10年以内に長野県内で食中毒の事故を出していない者であること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。
- (11) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 選定方法及び評価基準

(1) 選定方法

業務実施内容、運営能力、見積金額等を長野県立総合リハビリテーションセンター給食業務委託審査委員会において審査し、総合的に最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を、受託候補者として選定します。

(2) 評価基準

ア 障害者支援施設、病院の給食業務に対する理解

イ 人員配置計画等の事業実施体制

ウ 衛生管理体制及び危機管理体制

エ 業務履行の確実性

オ 従事者への教育・研修体制

カ 事業実績及び経営状況

キ 費用の妥当性

4 説明会の開催

この企画提案公募に参加しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

(1) 日時 令和2年12月4日(金) 午後1時30分から

(2) 場所 長野県立総合リハビリテーションセンター 管理棟 3階大会議室
(現場見学は栄養課)

(3) 説明会への出席申込み

説明会出席希望者は、長野県立総合リハビリテーションセンター給食業務委託プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に定める方法により令和2年11月30日(月)午後1時まで、長野県立総合リハビリテーションセンター管理部総務課へ申し込んでください。

5 参加申込書及び企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

長野市下駒沢 618-1 (郵便番号 381-8577)

長野県立総合リハビリテーションセンター 管理部総務課 担当 塚田尚子

電話 026 (296) 3953

6 参加申込書及び企画提案書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限 令和2年12月18日(金) 午後5時

(2) 提出方法 郵送(必着)又は持参による。

7 その他

(1) この企画提案公募に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立総合リハビリテーションセンター所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、長野県立総合リハビリテーションセンター給食業務委託プロポーザル実施要領及び同要領に記載の仕様書等を参照してください。

管理部総務課